

利益相反マネジメント自己申告実施要領

(対象：「本学の業務に従事する教職員」または「公立大学法人大阪の役員のうち本学の研究活動に携わる者」)

1 目的

この要領は、大阪市立大学利益相反マネジメント規程第10条に定める「自己申告」について、その実施に係る必要事項を定める。

2 対象者

大阪市立大学利益相反マネジメント規程第2条第3項第1号及び2号に掲げる者

(参考) 大阪市立大学利益相反マネジメント規程第2条第3項

この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の業務に従事する教職員
- (2) 公立大学法人大阪の役員のうち本学の研究活動に携わる者
- (3) その他第5条に規定する委員会が指定する者

3 申告要件および申告要件に係る年間基準額等

自己申告の対象となる教職員等は、下記、【ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）無しの場合】の（1）～（9）の1つ以上の項目に該当する者、【ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）有りの場合】の（1）～（13）の1つ以上の項目に該当する者とする。

【ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）無しの場合】

■申告者本人

- (1) 産学官連携活動に係る同一企業等から合計して年間200万円以上の研究費等を受け入れている。
- (2) 産学官連携活動に係る同一企業等から年間100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- (3) 産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。
- (4) 産学官連携活動に係る同一企業等に対して、本学の施設等の利用を提供している又は当該企業等から物品の購入実績がある。
- (5) 産学官連携活動に係る同一企業等から無償の役務提供や機材等の提供を受けている。
- (6) 企業・団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している。
- (7) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などを受けている（1つの企業・団体から受けた総額が年間5万円以上ある）。

■ 申告者の家族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供））

- （８）産学官連携活動に係る同一企業等から年間１００万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （９）産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数５％以上の公開株式、１株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。

【ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）有りの場合】

■ 申告者本人

- （１）産学官連携活動に係る同一企業等から合計して年間１００万円以上の研究費等を受け入れている（臨床研究（治験、共同研究、受託研究など）に対して支払われた総額、申告者個人又は申告者が所属する研究室の代表者に支払われた総額が、それぞれ年間１００万円以上ある）。
- （２）産学官連携活動に係る同一企業等から年間１００万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （３）産学官連携活動に係る同一企業等からの年間５０万円以上の講演料又は原稿料などを得ている。
- （４）産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数５％以上の公開株式、１株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している、または１つの企業の株式から年間１００万円以上の利益（配当、売却益など）を得ている。
- （５）産学官連携活動に係る同一企業等に対して、本学の施設等の利用を提供している又は当該企業等から物品の購入実績がある。
- （６）産学官連携活動に係る同一企業等から無償の役務提供や機材等の提供を受けている。
- （７）企業・団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している。
- （８）その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などを受けている（１つの企業・団体から受けた総額が年間５万円以上ある）。
- （９）現在、ヒトを対象とする研究（医学系研究含む）に取り組んでいる又は今年度取り組む予定がある。
- （１０）現在、日本医療研究開発機構（AMED）の研究開発事業および厚生労働省科学研究費補助金を得て事業を実施している又は今年度これらの補助金申請を行う予定がある。

■ 申告者の家族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子供））

- （１１）産学官連携活動に係る同一企業等から年間１００万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- （１２）産学官連携活動に係る同一企業等からの年間５０万円以上の講演料又は原稿料等を得ている。
- （１３）産学官連携活動に係る同一企業等の株式等（発行済株式総数５％以上の公開株式、１株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など）を保有している。

4 申告方法

- (1) 一括申告 : 毎年4月1日を基準日として、当該基準日を含む年度の前年度に申告要件および申告要件に係る年間基準額等を満たす場合、年度ごとに指定される一括申告期間中に所属地区の事務局あてに申告書を提出する。

(注)【ヒトを対象とする研究(医学系研究含む)有りの場合】の申告要件および申告要件に係る年間基準額の(8)、(9)は申告時点での該当有無を確認

- (2) 随時申告 : 直近の一括申告は行わなかったが、申告要件に該当していたことが発覚した場合は速やかに随時申告を行う。また、一括申告の後、教職員等が新たな事象発生により利益相反の状態に陥る可能性が生じた場合には、随時申告を行うことができる。

- (3) 修正申告 : 一括申告又は随時申告後に、申告内容に誤りや記載漏れ等が判明した場合には修正申告を行うことができる。ただし、修正申告は、直近に行った申告に対してのみ有効とする。

※阿倍野地区所属教職員等においては、阿倍野地区利益相反マネジメント委員会設置要項第4条に留意し、申告を行うものとする。

5 様式

- (1) 一括申告 : 杉本地区所属教職員等・阿倍野地区所属教職員等

- ヒトを対象とする研究(医学系研究含む)無しの場合・・・【様式①】
- ヒトを対象とする研究(医学系研究含む)有りの場合・・・【様式②】

- (2) 随時申告 : 杉本地区所属教職員等

- ヒトを対象とする研究(医学系研究含む)無しの場合・・・【様式③】
- ヒトを対象とする研究(医学系研究含む)有りの場合・・・【様式④】

阿倍野地区所属教職員等・・・【様式⑤】

- (3) 修正申告 : 直近の申告時に使用した様式と同じ様式を使用

6 提出先

杉本地区所属教職員等 : 杉本地区利益相反マネジメント事務局
(市立大学事務局大学運営部 研究支援課)

阿倍野地区所属教職員等 : 阿倍野地区利益相反マネジメント事務局
(医学部・附属病院事務局 研究推進課)